

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年 11 月 2 日 答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600700号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1600062号

第1 結論

昭和46年*月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和46年*月

私は、20歳になった頃、国民年金の勧誘の方が自宅に来たので、両親から加入を勧められていたこともあり、私が自宅で加入手続を行った。私が結婚するまでは未納期間がないように両親が私の国民年金保険料を納付し、結婚後は私が国民年金保険料を納付してきた。請求期間である加入時の1か月の国民年金保険料が未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、国民年金手帳記号番号払出簿及び当該記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から昭和46年11月頃に払い出されたと推認でき、請求期間の国民年金保険料を現年度納付することが可能である。

また、請求期間は1か月と短期間であり、請求者が20歳から60歳になるまでの期間の国民年金保険料は、請求期間を除き全て納付済みである上、請求者は、約40年に渡る国民年金保険料納付済期間のうちの約21年間の国民年金保険料は前納しており、国民年金への意識は極めて高いものと認められる。

さらに、請求者の母親も、請求期間の国民年金保険料を納付済みである。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600686号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1600061号

第1 結論

昭和51年*月から昭和56年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和51年*月から昭和56年3月まで

私は、母から、私が20歳になった昭和51年*月頃に、二人の姉と平等に国民年金の加入手続を行い、私が就職するまでの間、2か月に一度自宅に来る徴収員に国民年金保険料を支払っていたと言われている。支払った証明書はないが、二人の姉の国民年金保険料がきちんと支払われていることから、私の請求期間の国民年金保険料が未納となっていることは納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の国民年金被保険者資格の処理は平成4年4月28日に行われていることが確認できることから、請求者の国民年金の加入手続は、請求者がA市に居住していた平成4年4月頃に行われたと考えられ、母親が、請求者が20歳になった昭和51年*月頃に請求者の国民年金の加入手続を行い、20歳からの国民年金保険料を納付したとする請求者の主張と符合しない上、当該加入手続時点では、請求期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、戸籍謄本の附票により、請求者は、平成6年2月に転居するまで同一市内に居住していることが確認できることから、請求者には平成4年4月28日に処理された国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)とは別の記号番号が払い出されていることは考え難く、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても、上記記号番号とは別の記号番号を確認することはできない。

さらに、請求者の母親は、請求者の二人の姉についても請求者と同様に20歳になった時に国民年金の加入手続を行い、20歳からの国民年金保険料を納付したと陳述しているところ、オンライン記録により、上の姉は20歳に到達した昭和42年*月から約4年後の昭和46年*月頃に、下の姉は、20歳に到達した昭和46年*月から約1年半後の昭和47年*月から同年*月頃までに

加入手続を行っていることが推認できる上、二人とも、20歳から国民年金の加入手続を行ったと推認できる時期までの期間に国民年金保険料の未納期間があることが確認できる。

そのほか、請求者の母親が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600770号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1600063号

第1 結論

昭和52年4月から昭和58年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和52年4月から昭和58年3月まで

私は、体調不良のため昭和52年3月に会社を退職し、昭和52年4月頃に、私に代わって亡くなった母が、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、国民年金手帳記号番号払出簿における請求者の記号番号の10番前の記号番号欄に「58.5.16」と記載されていることから、昭和58年5月頃に払い出されたと推認でき、請求者は、この頃に国民年金の加入手続を行ったと考えられ、加入手続時点では、請求期間のうち昭和52年4月から昭和56年3月までの期間の国民年金保険料については時効により納付することができず、昭和56年4月から昭和58年3月までの期間の国民年金保険料については、過年度納付することが可能ではあるが、請求者は、母親から遡って国民年金保険料を納付したとは言われていないと陳述している。

また、請求者は、昭和46年以降、住所に変更がないことが住民票で確認できることから、上記記号番号とは別の記号番号が請求者に払い出されていたとは考え難く、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても上記記号番号とは別の記号番号を確認することはできない。

そのほか、請求者の母親が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600661号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1600064号

第1 結論

平成2年*月及び平成19年1月から同年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成2年*月
② 平成19年1月から同年6月まで

私は、充当により国民年金保険料が納付済みとされている請求期間①及び②について、国民年金保険料を送付されてきた納付書で月々納付した記憶がある。よく覚えていないが、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付したことは間違いないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間①及び②の国民年金保険料について、送付されてきた納付書により月々納付した旨主張しているが、オンライン記録によると、請求期間①及び②は、いずれも約2年後となる平成4年*月及び平成21年2月に、厚生年金保険加入中にもかかわらず納付した請求期間以外の期間の国民年金保険料を充当した期間として記録されており、納付金額と充当金額の差額については、金額に誤りはなく還付による支払処理が行われていることが確認できる。

また、請求期間②については、オンライン記録によれば、請求者は、平成14年10月11日の国民年金資格取得及び平成20年7月1日の同資格喪失は平成21年2月13日に処理されていることが確認できることから、当該処理時点まで、請求期間②を含む平成14年10月から平成20年6月までの期間は、国民年金未加入期間とされ、納付書が発行されることはなく、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、請求者は、国民年金保険料に係る納付金額及び納付場所に係る記憶がない旨陳述している上、請求期間①直後の期間並びに請求期間②の直前及び直後の期間の国民年金保険料は未納である。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。